愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成27年7月28日 (火) 午前10時から午前11時35分まで
- 2 場所 自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
- (1)中部電力(株)武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について
- (2) 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) 知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書について
- (3) その他
- 4 出席者

委員17名、説明のために出席した職員16名、事業者及び都市計画決定権者 17名

5 傍聴人 4名

- 6 会議内容
- (1) 開会
- (2) 議事

ア 中部電力(株)武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について

- 会議録の署名について、大東会長が成瀬委員と宮崎委員を指名した。
- 資料1及び参考資料2について、事務局から説明があった。
- ・ 資料2について、山澤部会長から報告があった。

<質疑応答>

【吉永委員】一点コメントさせていただく。二酸化炭素の排出について、前回の審査会以降も日本全国で色々と盛り上がっているところである。参考資料2の指摘事項4の事業者からの回答において、現時点での概算として、本計画の発電電力量当たりの二酸化炭素排出量は0.74kg-C02/kWh 程度になると説明されている。一方で、7月14日に電力業界が示した2030年度の業界の目標値が0.37kg-C02/kWhであり、また国が見通した2030年度における総発電電力量のうち石炭火力が占める割合が26%となっている。原単位が目標値の2倍であり、将来の占める割合が四分の一である石炭火力発電所を建設することにより、目標達成がかなり実効的に難しくなってしまうお

それがある。最新鋭のBATの施設を導入されるとのことだが、目標としている 2030 年度は非常に近い将来の話であり、また、今リプレースするということは、長期間において使用されるということが前提になってしまうので、経年的な観点も含めて検討していただきたい。

【大東会長】その他に意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【大東会長】資料2の部会報告の内容をもって審査会から知事への答申とすることと してよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- 【大東会長】異議なしとされたので、部会報告の内容でもって審査会から知事への答申とする。
 - ・ 資料2の「武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書に関する部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申した。
 - イ 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)知多南部広域環境センター 整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
 - ・ 資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【井上委員】方法書 178 ページの評価項目の選定について、方法書 60 ページでは隣接地で土壌汚染が確認されたとあるが、事業実施区域で土壌汚染があれば掘削・盛土の土工によって有害物質が水質から出る可能性があることから、評価項目として選定しなくても良いか。
- 【事務局】現段階において、事業実施区域での土壌汚染は確認されていない。今後、 土壌調査を行った結果、有害物質汚染が確認された場合は、事業者の判断 で準備書において追加して予測・評価することとなる。
- 【宮﨑委員】臭気の調査は事業実施区域内だけか。排水口の臭気は問題にならないか。
- 【事務局】本事業ではプラント排水をほとんど排出せず、生活排水が中心で排水量は最大 20m³/日程度である。本事業では排水からの臭気はないと想定しており、項目に選定していない。
- 【宮﨑委員】生物相の調査は、分布・存在を確認するだけでよいか。生物に対する生物学的・生理学的な影響を確認する必要はないか。
- 【事務局】環境影響評価では分布状況の調査を行い、生物影響の調査は行わない。 【宮﨑委員】仮に事業が始まる前から生物が生理的なダメージを受けていた場合、事

業開始後に影響を確認しても、その原因が今回の計画によるものなのかどうかわからない。あらかじめ調査しておけば、原因が明確になるのではないか。

- 【事務局】現地調査は動植物の種類と生態系の位置付けで行う。大きな異変があれば調査記録で整理する。現在、焼却施設がないので現段階でのリスクは低いと考える。今後、調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、追跡調査が必要であり、事後調査を行うような意見を審査会からいただくようなことになれば事業者を指導していく。
- 【橋本委員】配慮書段階で、施設の配置について西寄りと東寄りを検討したとのこと だが、建物の向きを南北方向から東西方向に変更することは可能か。
- 【事業者】施設の配置の実施設計はこれから行なう。現時点では、他事例を踏まえ、 この配置が効率的であると考えている。
- 【橋本委員】方法書 230 ページでは、事業実施区域の南東に草地があって、そこで動植物の調査をするとしているが、希少種が確認された場合、配置を変更することはありえるか。

また、地上の気象は事業実施区域内では1地点だけだが、東側に大きな建物があり、その南側は空いている。海から風が吹くと、施設の配置が北寄りと南寄りで風の通りは異なると思う。建物の向きを東西方向にすれば、海からの風が抜けて、住宅地に届くのではないか。

【事務局】調査の結果、希少種が確認された場合、その保全を考える際に、審査会意見をいただき、事業者に意見を述べていく。その場合、レイアウト変更も環境保全措置の一つとして事業者が検討する可能性はあると考える。

現段階の配置は概ねのもので、機械の配置等で合理的であると考えたものであり、詳細については今後、変更することは可能だとしている。

風の通り道については、どこまで検討できるか他の要素もあり課題はあるが、事業者にはそういう視点を踏まえ、計画を検討するよう指導していきたい。

- 【東海林委員】悪臭の調査回数の「夏季の平日に1日1回」とは、月曜日から金曜日 の毎日実施するということか。
- 【事務局】平日の1日のみ調査する。
- 【東海林委員】悪臭の調査地点は敷地境界の2地点であるが、方法書150ページの公害苦情件数では、大気汚染と悪臭が多い。調査地点数は適切か。
- 【事務局】公害苦情の表は、武豊町全域の苦情であり、ごみ焼却施設に特化したものではない。類似施設の敷地境界の測定結果を見ても、基準以下であるため、悪臭が問題になることはないと考えている。
- 【松尾委員】方法書 215 ページ の水質の調査地点No.1 では、水質だけで流量は調査 しない。放流先の海域へ影響を与えるのは負荷量であることから、水質と 流量を測らなければ意味がない。
- 【事務局】No.1 地点は放流口ではなく海域の調査地点である。放流口では他の事業

場からの排水が合流するため、事業場からの排水はNo.2で水質と水量を調 香する。

【山澤委員】周辺は工業地帯であり、大きな建物がありそうなので、大気拡散の評価 は建物の影響を十分に考慮して評価されたい。

【山田委員】方法書 230 ページの事業実施区域内の草地の状況は現時点でどうなっているか。

【事業者】空き地で草が生えている。特に整備したものではない。

【山田委員】臨港道路の向かい側も同じ状況か。

【事業者】同じである。

【山田委員】裸地が広がっているが、放置していると雑草が生えると思う。何かして いるか。

【事業者】ここは民間工場の跡地であり、資材置き場等として使用されていたところである。

【山田委員】方法書段階で緑地の配置計画を示す必要はないか。

【事業者】緑地の配置計画は今後検討していく。

【事務局】方法書22ページの環境配慮事項で、緑地を設けることとし、屋上緑化や壁面緑化についても検討する方針としている。具体的な配置計画は今後になる。事業ごとに計画の熟度は異なる。準備書では詳細な計画を示せると聞いている。

【山澤委員】発電は行なうのか。

【事務局】方法書22ページの環境配慮事項で、廃棄物発電及び余熱利用施設への 熱供給を行なうとしている。準備書では詳細な計画を示せると聞いている。

【大東会長】交通量調査について、方法書 195 ページの大気質の交通量調査と方法書 202 ページの騒音・振動の交通量調査は同一調査か。

【事務局】そうである。

【大東会長】同一調査でありながら、地点番号が異なるため、表現を工夫されたい。

・ 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書について審査させるため、大東会長の指名により、別紙3のとおり知多南部ごみ処理施設部会を設置した。

ウその他

特になし。

(3) 閉会

平成27年7月28日

愛知県知事 大村秀章殿

愛知県環境影響評価審査会

会 長 大 東 憲



武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書について(答申)

平成27年6月9日付け27環活第110-1号の諮問については、別添のとおり答申します。

武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書に対する答申

はじめに

武豊火力発電所リプレース計画(以下「本計画」という。)に係る計画段階環境配 虚書について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

本計画は、中部電力株式会社(以下「事業者」という。)が、長期的な電力の安定供給等のために、同社の武豊火力発電所において、合計出力 112.5 万 kW の老朽化した石油火力発電設備を出力 107 万 kW の石炭火力発電設備に更新するものである。

本計画では、超々臨界圧 (USC) の高効率な発電設備を採用するとしているものの、 発電用燃料として石炭を使用することから、石油火力発電と比べて二酸化炭素排出量 の増加が懸念される。また、本計画は、先般国において示された 2030 年度における 電源構成及びそれを踏まえた温室効果ガスの削減目標と整合が図られたものとする 必要がある。

計画段階環境配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。また、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容は、その後の手続において効果的に活用されることが重要となる。

このため、事業者は、事業計画の検討及び環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項を慎重に検討し、その結果を環境影響評価方法書(以下「方法書」という。) 以降の図書において丁寧に説明するとともに、環境に与える影響について回避、低減することが必要である。

1 全般的事項

- (1)事業計画の検討に当たっては、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、できる限り環境影響の回避、低減に努めること。
- (2) 碧南火力発電所で発生する石炭灰等を埋立処分する次期石炭灰処分場計画は、本計画と工事及び供用の時期が重なるなど、複合的な影響が懸念されることから、 当該処分場に係る環境影響も考慮して、本計画に係る環境影響評価を適切に実施 すること。
- (3) 本計画において行われる浚渫による影響について、環境影響評価を適切に実施すること。

2 大気質

水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)が公布され、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀の排出が今後規制されることから、水銀について、可能な限り排出抑制に努めるとともに、環境影響評価を適切に実施すること。

3 騒音及び振動

工事中及び運転開始後の資材等の搬出入に当たっては、極力海上輸送に努めることなどにより、道路沿道環境への影響に配慮するとともに、環境影響評価を適切に 実施すること。

4 動物・植物

- (1) 陸域の人為的に改変され管理されている場所についても、重要な種等が生息・ 生育していることもあることから、環境影響評価を適切に実施すること。
- (2)海域に生息・生育する動植物への影響について、碧南火力発電所から排出される温排水との重畳も考慮し、環境影響評価を適切に実施すること。

5 温室効果ガス等

- (1)発電用燃料の種類及び施設の規模等を決定する際の、環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を明らかにすること。
- (2) 本計画が、国の二酸化炭素削減の目標と整合するものとなるよう、実効性ある取組を検討すること。
- (3) 二酸化炭素の回収・貯留(CCS)について、国の検討状況や技術開発状況等を 踏まえ、将来の導入の可能性を検討すること。

また、バイオマス燃料の混焼や発電所内の省エネルギー化等による二酸化炭素 排出削減対策について検討すること。

(4)事業者全体での二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等に努めるとともに、電力供給先や地域に対する節電・省エネルギー行動の推進等の支援・啓発の実施についても検討すること。

6 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。また、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成27年6月 9日	審查会	知事からの諮問 配慮書の内容の検討 部会の設置及び付託
平成27年6月30日	部 会	配慮書の内容の検討
平成27年7月23日	部 会	配慮書の内容の検討 関係市長町意見の検討 部会報告の検討
平成27年7月28日	審査会	配慮書の内容の検討 関係市長町意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子 名城大学理工学部准教授

井上 隆信 豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授

大石 弥幸 大同大学情報学部教授

片山 直美 名古屋女子大学家政学部教授

酒巻 史郎 名城大学理工学部教授

◎ 大東 憲二 大同大学情報学部教授

武田 美恵 愛知工業大学工学部講師

田代 むつみ 名古屋大学未来社会創造機構特任講師

谷村 篤 情報・システム研究機構国立極地研究所教授

谷脇 弘茂 藤田保健衛生大学医学部講師

東海林 孝幸 豊橋技術科学大学大学院工学研究科講師

富田 寿代 鈴鹿大学国際人間科学部教授

中川 弥智子 名古屋大学大学院生命農学研究科准教授

中村 英樹 名古屋大学大学院環境学研究科教授

那須 民江 中部大学生命健康科学部教授

夏原 由博 名古屋大学大学院環境学研究科教授 成瀬 一郎 名古屋大学エコトピア科学研究所教授

西田 佐知子 名古屋大学博物館准教授

二宮 善彦 中部大学工学部教授 橋本 啓史 名城大学農学部助教

櫃田 珠実 名古屋芸術大学デザイン学部教授

葉山 嘉一 日本大学生物資源科学部准教授

增田 理子 名古屋工業大学大学院工学研究科准教授

○ 松尾 直規 中部大学工学部教授

宮崎 多惠子 三重大学大学院生物資源学研究科准教授

山澤 弘実 名古屋大学大学院工学研究科教授

山田 佳廣 三重大学大学院生物資源学研究科教授

吉永 美香 名城大学理工学部准教授

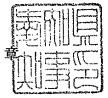
◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)

27環活第130-3号 平成27年 7月28日

愛知県環境影響評価審査会 会長 大 東 憲 二 様

愛知県知事 大 村 秀



知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書について(諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)第 10条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

> 担当 環境部環境活動推進課 環境影響評価グループ 電話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

愛知県環境影響評価審査会 知多南部ごみ処理施設部会構成員

委員名	所 属 等	
いくた きょうこ 生田 京子	名城大学理工学部准教授	
大石 弥幸	大同大学情報学部教授	
かたやま なおみ 片山 直美	名古屋女子大学家政学部教授	
さかまき ふみお 酒巻 史郎	名城大学理工学部教授	
たしろ 田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師	
な す たみ え 那須 民江	中部大学生命健康科学部教授	
成瀬 一郎	名古屋大学エコトピア科学研究所教授	
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授	
はしもと ひろし 橋本 啓史	名城大学農学部助教	
**** ********************************	中部大学工学部教授	
やまだ よしひろ 山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授	

(敬称略、五十音順)